

年金機構が交付する理由付記文書の例
(障害基礎年金、再認定における支給停止、精神障害(統合失調症)のケース)

決定の理由

同封の「支給額変更通知書」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

【認定方法】

障害の程度は、国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第1、国民年金・厚生年金保険障害認定基準並びに国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドラインに基づき、様々な要素を考慮したうえで、総合的に認定することとしています。

【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活上級等により、総合的に判断するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に認定するとされています。

統合失調症の2級に相当するものを一部例示すると、「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」です。

【判断の根拠となった事実関係等】

あなたの障害の状態、日常生活状況等に関しては、以下の事項が認められます。

- ・「日常生活能力の程度」は「(3)精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である」であり、「日常生活能力の判定」(程度の軽いほうから1～4の4段階評価に置き換え、その平均を算出したもの)は1.5以上2.0未満であること
- ・一人暮らしであること
- ・一般企業で一般雇用、週に5日、コンピュータープログラムを作る仕事をしていること、職場での援助の状況や意思疎通の状況は「無し」であること
- ・福祉サービスの利用がないこと
- ・平成〇年〇月から平成〇年〇月まで継続して厚生年金保険被保険者であること

【判断】

以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。